

世帯数 1,379戸  
 人口 総数 7,307人  
       男 3,537人  
       女 3,770人  
 出生 11人 転入 24人  
 死亡 2人 転出 28人

# 広報 国小南

発行所  
南小国役場  
TEL 16・29  
編集企画課  
印刷所 穴井印刷所

第1号  
昭和38年11月1日  
毎月1日発行

わたしは常に村々をまわつて、村民のみなさんと、ひざをつきあわせ村政を語り合いたいと思つています。しかし実際はそこまで手がまわらないので、身代りとして広報紙を出すことにしました。広報紙はク村長の第二の顔クであります。本来の顔が人間の意志、感情を表現するものであるとすればこの第二の顔に対する考え方もおのずと決め欣快と存じます。

インテリは相手にしてくれないでしよう。茶の間にくつろいだ村民のひざの上にひろげられる広報紙が、村長の本来の顔とほぼ等しい役割を果すこ

災害発生と同時に村長職員一  
体となり、調査の確実と報告の迅速を期し、  
県並びに政府に対し強く災害救助法の発動を要請

いたゞき村民の代表者として議員諸氏に感謝の言葉を述べた次第であります。今後に置きましては一層奮斗努力、速かな

東に久住の山々を、西に阿蘇の五岳を一望におさめる眺望絶佳の地でもあります。こゝに今回ユースティスルを誘致することになりました。

満願寺の三温泉地を厚生省の『国民保養温泉地』として指定していたところ、よう申請中であり、これが指定も間違いないと田

## 広報紙の発刊にあたつて

村長 河津

今回『広報南小国』を  
発刊するに際し、御挨拶  
の機会を得ましたことを  
欣快と存じます。  
わたしは常に村々をま  
わつて、村民のみなさん  
は敬遠して近寄らない  
し、かといって間のぬけ  
たアホウ面では大学出の  
被災者の人々に対し心か  
られるはずであります。  
いやに辛苦しくかまえて  
いると、豆腐屋のばあさ  
んは、さて現在さし迫つてい  
る問題から取り上げます  
と、八月中旬の集中豪雨  
による対策があります。  
とをねらいとしています。  
さて現在さし迫つてい  
る問題から取り上げます  
と、八月中旬の集中豪雨  
による対策があります。

ル建設をはじめ、一大観光地として開発を予定している瀬の本高原も愈々来春には九州横断道路も開通し、この雄大な高原

美も、一段と名声を高め  
東洋のガーミッシュと言  
われる景勝の地も大いに  
発展する事と考えられる

この二回のホステル協会には国からの援助によつてたてられた「公営」のものと、コ

(1) 利用上の注意事項  
ホステルは年令をとわず、誰れでも利用することができますが、ホスルに到着したらすぐホステル主任に身分証明書（学生

ユースホステルと  
いうのは単に宿舎を  
提供する、宿泊料を  
とつて泊らせるとい  
うためだけの施設で  
はなく、健全な精神  
は健全な身体に宿る  
という思想を具現  
しようとする、国際  
ユースホステル協会  
の主旨に沿つて建設  
される青少年向きの  
簡易宿泊施設です。

今回瀬の本に建設  
されるのは『公営』  
のユースホステルで  
あります。ホステルに指定され  
た既設の『公営』施  
設とがあります。

公営』は身分証明書  
その他身分を証明す  
るものがあればユー  
ースホステル協会の今  
員証がなくとも利用  
できます。



# 老いて喜ぶ国民年金

「年金が出たら」……と

ます。

以上の制度による国民

年金は、どのような場合

に貰えるか、次に述べま

す。

此の場合第二子から四

、八〇〇円加算になり

ます。

此の期間により年額一九、

二〇〇円から二五、八

〇〇円の間でもらえま

す。

一年以上保険料を納め

た人が、片手又は片足

がなくなる様な怪我を

した場合に保険料納付

円の間で貰えます。

障害年金

一年以上保険料を納め

た人が、お役人やサラリーマンの特権ではなくなりました。

普通一般の場合満六五

歳になつた時から、そ

の人の保険料納付期間

により年額三四、〇〇

、〇〇〇円の間で貰え

ます。

此の期間により年額二

四、〇〇〇円から四二

、〇〇〇円の間で貰え

ます。

老令年金

障害年金

一年以上保険料を納め

た人が、片手又は片足

がなくなる様な怪我を

した場合に保険料納付

円の間で貰えます。

母寡婦年金

一年以上保険料を納め

た人が、お役人やサラリーマンの特権ではなくなりました。

普通一般の場合満六五

歳になつた時から、そ

の人の保険料納付期間

により年額三四、〇〇

、〇〇〇円の間で貰え

ます。

母子年金

一年以上保険料を納め

た人が、片手又は片足

がなくなる様な怪我を

した場合に保険料納付

円の間で貰えます。

子から四、八〇〇円加

算されます。

此の場合第二子から四

、八〇〇円加算になり

ます。

此の期間により年額一九、

二〇〇円から二五、八

〇〇円の間でもらえま

す。

此の期間により年額二

四、〇〇〇円から四二

、〇〇〇円の間で貰え

ます。

此の期間により年額二

四、〇〇〇円から四二

、〇〇



# 頑張ろう復旧完成の其の日まで

補助率に対する質問にお答え

★ 農家の皆さん方にとって一番困つてはいることは農地等の災害復旧のことだと思います。先日農家の方より此のことについて照会がありましたので、広報紙上でお答えさせて頂きます。

問 水害のすぐ後に役場の職員さんが農地の被害状況等の調査に来て頂きましたが、調査の目的をおしらせ下さい。

答 あの時の調査は今度の水害で被害を蒙つた農地、頭首工(せき)用水路、護岸、農道(橋)林道(橋)等が来年の田畠の植付をするため、又は木材等を運搬するには災害にあつている処を復旧せねばなりません。その近所と

表土(土)の流失の場合で割以上流失したものでそれを合せて十万円以上にならなければ補助はありません。その近所とは五十m以内を云います。

問 そうしますと、五十m以上離れた處にある田畠で災害にあつて復旧事業費が九万円程度のものは補助の対象にはならないようにおもいますか。

答 そうしますと私の農地も随分荒れて居りますので、此の災害復旧事業費が二十万円であるとすると私の負担金は十萬円かかる様ですが、私の今の経済常態では災害復旧は一日も早くしたいと思いますがだが負担金が、とても出来そうにありません。村として何か別の方方法はありませんでしたよ

問 だいたいの事は良く判りましたが、今までの補助金は全部、県、県よりの補助の様ですが地元の村は補助致しませんか。

答 今まで農地等の災害復旧に対しての村の補助はありませんでした。今度村長さんが新しい条例を村議会に提案して現在常任委員会で審議されています。その条例案は『南小国村水産業施設災害復旧事業負担金の賦課徴収に関する条例』と言った條例です。

問 その条例案が村議会を通った時の私達農家にはどんな恩典がありますか。

答 そうですね。八月に差上げました見舞金の額が、やはり貴方の負担

思ひます。

★ 旧のことだと思います。先日農家の方より此のことについて照会がありましたので、広報紙上でお答えさせて頂きます。

問 それとその筆の耕土が一割以上流失したものでそれを合せて十万円以上にならなければ補助はありません。その近所とは五十m以内を云います。

問 そうしますと、イ農地に係るもの事業費の十分の五

問 そうしますと私の農地も随分荒れて居りますので、此の災害復旧事業費が二十万円となります。農地の負担金が六万円となりますが、事業費が二十四万円となり

問 それと、事業費が二十万円となります。農地の負担金が十四万円となりますが、事業費が二十万円となります。

問 それは昭和二十八年公聴会等を開いて村民の声を聞いて審議しようととして居りますので

問 最後にもう一つ判らぬ事がありますのでお尋ねしますが、事業費十万円以下の災害復旧について何も説明しきれはどうなりますか

問 お質問のとおり、今まで申上げました事は申上げ兼ねますが、村長さんが村議会に提出されました案は、普通災害の時はおむね村によつきました事は申上げました。

思ひます。

★ あります。先日農家の方より此のことについて照会がありましたので、広報紙上でお答えさせて頂きました。

問 激甚災害の指定は今月上京された訳です。

問 激甚災害の指定は受けましたか。

問 その条例案では村はどのくらい補助して頂くわけですか。

問 最後にもう一つ判らぬ事がありますのでお尋ねしますが、事業費十万円以下の災害復旧について何も説明しきれはどうなりますか

問 お質問のとおり、今まで申上げました事は申上げ兼ねますが、村長さんが村議会に提出されました案は、普通災害の時はおむね村によつきました事は申上げました。

思ひます。

問 激甚災害の指定は受けましたか。

問 激甚災害の指定は受けましたか。

問 その条例案では村はどのくらい補助して頂くわけですか。

問 最後にもう一つ判らぬ事がありますのでお尋ねしますが、事業費十万円以下の災害復旧について何も説明しきれはどうなりますか

問 お質問のとおり、今まで申上げました事は申上げ兼ねますが、村長さんが村議会に提出されました案は、普通災害の時はおむね村によつきました事は申上げました。

思ひます。

問 災害でも今度は補助金を呉れますか。

答 それには色々と定めがあります。あまり小さい災害には補助はありません。農地の場合で土砂の深さが平均五cm以上、それから耕土(

問 災害復旧事業費国庫補助とか言う法律の補助率について説明して下さい。

答 皆さん達の一番関心の多い事だと思いますが、此れも一率ではあ

問 災害復旧事業費国庫補助制度を農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助といひます。

問 では、どんない小さい災害でも今度は補助金を呉れますか。

答 それには色々と定めあります。あまり小さい災害には補助はありません。農地の場合で土砂の深さが平均五cm以上、それから耕土(

問 災害復旧事業費国庫補助制度を農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助といひます。

思ひます。



藥一烟包

## 心あたたまる救援物資

見舞金 五拾袁万參百五拾円

八月十六日、十七日の集中豪雨による被害の状況が新聞、ラヂオ、テレビ等で報道されるやからも心ある人々の救援物資や見舞金が届けられ誠に心あたまる思いでした。

連日運びこまれる救援物資に係員はてんてこ舞いの忙しさ、嬉しい悲鳴をあげながらも感謝の気持で一ぱいでした。

八月十六日、十七日の集中豪雨による被害の状況が新聞、ラヂオ、テレビ等で報道されるやうなことはもちろん、遠く関東地方からも心ある人々の救援物資や見舞金が届けられ誠に心あたまる思いでした。

連日運びこまれる救援物資に係員はてんてこ舞いの忙しさ、嬉しい悲鳴をあげながらも感謝の気持で一ぱいでした。

A detailed botanical illustration showing a cluster of long, narrow, lanceolate leaves arranged in whorls along a stem. The leaves have distinct serrated edges and are depicted with fine stippling to indicate texture and depth.

（物資の部）

八月十六日、十七日の集中豪雨による被害の状況が新聞、ラヂオ、テレビ等で報道されるや  
村内はもちろん、遠く関東地方からも心ある人々の救援物資や見舞金が届けられ誠に心あた  
まる思いでした。

連日運びこまれる救援物資に係員はてんてこ舞いの忙しさ、嬉しい悲鳴をあげながらも感謝の気持で一ぱいでした。

市 原 熊 夫 泉 正 行 司

井 菅 甲 斐 兼 光 憲 次

井 野 原 繁 人 德 江

三 苦 賢 一

松 崎 益 喜

室 原 淳 志

野 田 円 藏

加 藤 郁 夫

河 津 房 男

橋 本 正 義

(食糧品) 五〇組

(五)量占

例 121 例 122

卷之三

卷之三

瀬の本代表 鶴田国夫	金式千式百円也	上町三代表 三苦六次
赤馬場代表 佐藤虎雄	金式千四百円也	星和代表 井 早人
上町三代表 井上豊喜	金五百円也	小原代表 井 惟人
宇都宮亀熊	金五百円也	長さこ代表 小野鶴雄
大谷山代表 橋本貞喜	金式千拾円也	湯田下代表 鞭馬 定
金壱千壹百円也	米山代表 河津千代喜	杉田上代表 畠川信雄
金壹千八百円也		
樋の口代表 武田道人		

金武千式百円也	上町三代表	三苦六次
金式千四百円也	星和代表	井 早人
金五百円也	小原代表	井 惟人
金五百円也	長さこ代表	小野鶴雄
金式千拾円也	湯田下代表	鞭馬 定
金壹千壹百円也	米山代表	河津千代喜
金壹千八百円也	杉田上代表	堀川信雄

九月十四日には建設省森田査定官一行による緊急査定が行われた。更らに九月二十四日松野代議士が災害地視察のため訪ねた。これら視察団に対し、村長を始め議会全員、祭事のばしと羅羽



## 災害対策は 拳村一致の態勢で

八月十七・十八両日の集中豪雨による災害に対処するため、役場に対策本部を設け、議会、執行部一体となり、県及び政府に対し、其の緊急対策を要望すると共に災害の復旧についても善処方を強く要望した。これに応へ八月二十三日には県議会代表として赤井、北村

九谷、魚住、大塚の各議員が災害地を視察、八月二十四・二十五の両日寺本県知事が被害各地を巡回、八月二十七日には自民党代表として稻浦参議員を団長とする視察団が来村、八月三十日には坂本代議士、西島県議が、九月五日には林野庁農政局係官の災害地の視察、

被害状況の報告をする一方、激甚災害地指定、天災融資法の適用を要望したとのことである。

援助による復旧に努力することを約束された。又九月十七日、村長は、被害十二ヶ町村の町村長と共に上京、政府に対し、

災融資法の適用を強く訴えた。これに対する被害地を視察した各代議士、知事各々は、國の各官らは口々に想像以上のであることを認識され、國の

月十四日には建設省査定官一行による緊急査定が行われた。更らに月二十四日松野代議士長を始め議会全員、災害地視察のため訪ねる。これら視察団に対し害のはげしさと罹災者の窮状を説明し、教基災害地指定と五

附

かねて県を通じ關係各省に働きかけていた激じん地指定は、十月二十五日の閣議で正式に決まりました。このことについての詳しいことはわざかり次第、本紙上でお知らせいたします